

10月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月16日（月）午前10時～10時35分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、磯部 恵子、村田 信男、河村 守浩、
関谷 利彦、野村 文雄、大草 知子、壹岐 浩二、
阿部 利男、岡田 保子
・・・（16人）
4. 欠席委員 原野 英雄、富永 茂巳・・・（2人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について
議案第6号 宇部市農業委員会事務処理規程の一部改正について
議案第7号 令和6年度宇部市農業施策に関する要望（修正）について

第3 報告事項
報告第1号 農地使用目的変更届について
報告第2号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第3号 農地所有適格法人報告書について
報告第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の取消しについて
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、10月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は議案第1号から第7号までの付議事項33件及び報告事項4件です。
なお、議案第7号は本日追加の議案です。
また、訂正表のとおり、表紙の議事日程報告第4号に訂正があります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
東岐波地区の正司委員、楠地区の壹岐委員をお願いします。

なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書1ページの旧市地区の議案34番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、34番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書3ページの東岐波地区の議案35番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、35番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書5ページの厚東地区の議案36番について説明します。なお、37番は取下げとなっています。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか。

河村委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、36番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書9ページ、11ページの小野地区の議案38番、39番について説明します。本件についていずれも事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 小野地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 小野地区よろしいですか。

野村委員： はい。

議 長： 採決に入ります。小野地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、38番、39番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書13ページの楠地区の議案40番について説明します。なお、41番、42番は取下げとなっています。

本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、40番は許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書19ページから36ページまでの旧市地区の議案102番から110番までの9件です。訂正表のとおり、27ページの議案106番の違反転用の有無に訂正があります。

9件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の9件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の9件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、102番から110番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書37ページ厚南地区の議案111番について説明します。

本件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、111番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書39ページから46ページまでの東岐波地区の議案112番から115番までの4件です。

4件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、112番から115番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は47ページから54ページまでの西岐波地区の議案116番から119番までの4件です。

4件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、116番から119番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書55ページの楠地区の議案120番について説明します。

本件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、120番は許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書57ページから64ページの議案47番から50番までの4件です。訂正表のとおり、63ページ議案50番の申請地の現況の説明に訂正があります。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は65ページから72ページまでです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査となります。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。
(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、二俣瀬、小野、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。
(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は73ページ、74ページです。
該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。これは、議案第4号にて、中間管理機構であるやまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
次に、議案第6号宇部市農業委員会事務処理規程の一部改正についてについて上程します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案書は75ページから85ページまでです。訂正表のとおり、提出日に訂正があります。

農地法施行規則が令和5年9月1日に改正されたことに伴うもので、議案書のとおり、農地等権利移動許可申請書及び法人調書の様式等を改正しています。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決します。
本件について、原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
次に、議案第7号、令和6年度宇部市農業施策に関する要望（修正）について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案書は、本日配付した追加議案となります。

本件については先月総会で御承認いただいたところですが、市提出に先立ち、文意を明らかにするために若干の文言の追加を行いましたので、再度承認を求めるものです。着色部分が文言追加箇所です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は4件あります。順に説明します。
報告第1号、議案書87ページ、88ページです。東岐波地区に所在する農地所有者から、田を畑とする旨の届出に伴う報告です。
次に報告第2号、議案書89ページ、90ページです。楠地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。
続いて報告第3号、議案書91ページ、92ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人1社から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
最後に報告第4号、議案書は93ページです。令和5年7月の総会で、組織変更に伴う再配分について意見なしと回答したものです。農用地利用集積等促進計画の作成及び県知事による認可・公告が不要となったことから取り消すものです。
以上です。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程等について連絡)

議長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、10月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:35)